



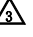
# グリーン購買 ガイドライン


我々柳沼グループは、  
地域及び地球規模の環境保全に  
貢献する企業を目指します

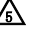
制定：2006年 05月 01日

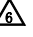
改訂 ：2006年 10月 19日


改訂 ：2007年 01月 26日

改訂 ：2007年 04月 12日

改訂 ：2010年 04月 01日

改訂 ：2012年 05月 21日

改訂 ：2014年 10月 15日

改訂 ：2015年 07月 15日

改訂 ：2016年 10月 10日

柳沼プレス工業株式会社

## 目 次

1. はじめに	1
2. 弊社の環境に対する取組み	2
3. 環境理念	3
4. 行動指針	3
5. グリーン購買の考え方	4
5. 1 考え方の基本	4
5. 2 用語の定義	4
5. 3 対象部材	5
5. 4 関連法規	5
5. 5 規制対象物質	5
5. 6 グリーン購買基準	6
6. お取引様への依頼事項 ▲	6
6. 1 環境負荷物質 調査へのご協力	6
6. 2 部材に関する評価への適合宣言	7
6. 3 非含有エビデンス証明書▲の提出（使用禁止 6 物質）	7
6. 4 提出期限	7
6. 5 提出及び問合せ先	7
6. 6 変化点報告の義務 ▲	8
6. 7 工程内で発生・発見の不適合の報告義務 ▲	8
7. 特定物質の使用制限に関する基準 ▲	9
7. 1 規制対象物質	9
7. 2 非含有エビデンス証明書(使用禁止 10 物質)	10



添付資料

様式-1 「使用禁止物質」非含有宣言書 ▲

様式-2 「変化点報告書」

## 1. はじめに

地球環境悪化への対応が世界の共通課題となった今、私たち企業は、環境汚染の予防と持続可能な循環型社会の形成に貢献することを求められています。

弊社では、それらの社会的責任を果たすために、その手段として環境マネジメントシステムの構築や環境負荷要因の削減活動、また、グリーン購買活動などに取り組んでいます。

とくにグリーン購買活動につきましては、積極的に環境保全活動に取り組まれているお取引様△、なおかつ環境負荷の少ない部材をご提供できるお取引様△から購入していくことが目的となっております。また、ご提供いただく部材に、特定の化学物質が含有していないことは品質保証項目としての位置付けになってきております。

このような背景から、弊社として「グリーン購買ガイドライン」を制定いたしました。

本ガイドラインは製品 環境負荷物質の管理△に関して、お取引様△との掛け橋になる重要な文書です。

グリーン購買活動は、お取引様△のご理解ご協力△なくしては前に進むことはできません。本ガイドラインをご覧いただき、弊社のグリーン購買活動への△、ご理解とご協力を賜りますよう△よろしくお願いいたします。

柳沼プレス工業株式会社

代表取締役社長     △柳沼 裕子

## 2. 弊社の環境に対する取組み

私たち柳沼グループは、地球環境保全を経営上の重要課題と位置付け、その課題達成ツールとして環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得を、2006年△9月に柳沼プレス工業(株)および(株)YEP 柳沼精工(株) 全社で取得いたしました△。また、環境マネジメントシステムに基づき社内の継続的な環境負荷物質△低減の取組みを推進してきております。

これらの活動は、地球温暖化防止、ゼロエミッションの達成、梱包資材の削減・リサイクルに始まり社内各部門の本業に関する環境負荷物質△低減にまで及んでおり、全社を上げての活動になってきております。

しかし、これらの活動は弊社自身に限定されたものが多く、環境マネジメントシステムが意図する継続的な原材料から物流を含めてお客様△まで届けるまでの製品に関する△環境負荷物質の管理並びに使用削減状況は、△十分なものとはなっておりません。

昨今の、欧州委員会による「欧州ELV指令 2000/53/EC」又「RoHS指令」「WEEE指令」を発端とする環境負荷物質使用廃止の動向を振り返り見た時、弊社の製品について、環境負荷物質△の低減を果たしていくこと△には、社内の取組みだけではなく△、お取引様△と共に取組む必要性を痛感しております。

このような状況を踏まえまして、今回、『グリーン購買ガイドライン』を制定いたしました。お取引様△の企業としての「製品(部材) △の環境負荷物質の管理と使用削減(廃止) △」を主要テーマとして活動を進めて参ります。

3.

## 環境理念

柳沼グループは、金属プレス部品の製造及び各種塗装・表面処理を通して、地域社会及び地球規模での環境保全の重要性を深く認識し、各種原材料の使用、設計、製造、廃棄の各段階に於ける環境との関わりを評価し、周辺地域の自然を守ることと、地球環境を守ることに積極的に取り組みます。

4.

## 行動指針

1. 生産活動を通じ、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物及び環境負荷物質の削減等を実施し健全な環境の維持向上、汚染の予防に努めます。
2. 環境に関する法的要求事項及び当グループが合意するその他の環境要求事項順守すると共に、関連する社会的要求事項を尊重します。
3. 環境目的・目標を定め、その実現を図り、定期的な見直しをすることにより、環境マネジメントシステムの継続的改善を推進し、資源の有効活用に努めます。
4. 社員及びパート社員が環境への意識高揚を図り、環境方針に沿った行動を行うように社員教育を行います。
5. 地域及び社会に対し、開かれた会社を目指します。

## 5. グリーン購買の考え方

### 5.1 考え方の基本

柳沼プラス工業㈱は「地域及び地球規模の環境保全に貢献する企業を目指す」という

理念に基づき環境マネジメントを展開・行動している協力メーカー様△から環境負荷の少ない部材を調達することを推進してまいります。

### 5.2 用語の定義

#### (1) グリーン購買

積極的に環境保全に取り組んでいる協力メーカー様△から国内外の法令で製品の販売・製品への使用に関し、禁止または制限・報告義務をうける化学物質が部材に含有する環境負荷の少ない製品・サービス等を調達することを対象としております。

#### (2) 環境マネジメントシステム

事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために行動を計画・実行・評価すること。具体的には、環境保全に関する方針・目標・計画等を定め、これを実行及び記録し、その実行状況を点検し、方針等を見直すという一連の手続きを示す。

#### (3) 部材

原材料・部品・梱包資材・補助材料・商品・機器・用品を示す。

#### (4) 環境負荷

人が環境に与える負担を示し、単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。

#### (5) 欧州ELV指令 (2000/53/EC)

「欧州ELV指令」の「ELV」とは、「End of Life Vehicle」の略で、環境保護のために廃自動車からの廃棄物を削減し、その収集、再利用及びその部品のリサイクルを推進する事を目的とする。

自動車の生産には、**鉛、水銀、カドミウム、六価クロム**の4物質の使用が禁止され(含んではならない)、原則として2003年7月から適用されている。但し、用途別に付属書により適用期限が延長されているものがある。

(六価クロム△について防錆目的のコーティング△は期間延長され2007年7月より禁止)

#### (6) RoHS指令 (2002/95/EC)

RoHSとは「Restriction of Hazardous Substances」の略で人の健康の保護及び廃電機・電子機器の環境に健全な再生ならびに処分に寄与する事を目的とする。2006年7月1日以降の製品には、付属書に記載されている場合を除き「**鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE**」を含んではならない。

 尚、2015年6月4日、RoHS2の禁止物質に4物質「**DEHP、BBP、DBP、DIBP**」が加わり  
規制される物質は合計10物質になりました。2019年7月22日規制開始。(EU)2015/863

(7) コンタミネーション

材料の製造工程において混入した物質閾値未満に管理されていることを条件として  
含有が認められるが含有量は削減する事が望まれる。

(8) 非含有エビデンス証明書△

規制対象物質が含有していない事の化学分析証明書です。

5. 3 対象部材

弊社が購入する全ての部材

5. 4 関連法規

7. 特定物質の使用制限に関する基準 (別表-1)を参照願います。

5. 5 規制対象物質

(1) 使用禁止10物質(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム△・PBB・PBDE・**DEHP・BBP・DBP・DIBP**)



(2) 7. 特定物質の使用制限に関する基準(別表-1)の “人体や環境に著しい影響を及ぼすことが明らかであり使用禁止した物質” (レベルA) を含有してはならない。

(除外用途を除く)

但し閾値のあるものはそれ未満及び使用期限のあるものはそれ以前の含有は認められます。

又 “管理対象化学物質” (レベルB) については弊社製品への使用量を管理すべきと判断した物質である。△(使用制限内容であり、有害物質ではありません)

使用禁止6物質および閾値

特定有害物質	閾値及び△許容含有濃度 (%)
鉛(Pb)	0.1 (1000ppm)
水銀(hg)	0.1 (1000ppm)
カドミウム(cd)	0.01 (100ppm)
六価クロム(cr <sup>6+</sup> )	0.1 (1000ppm)
ポリ臭化ビフェニール(PBB)	0.1 (1000ppm)
ポリ臭化ビフェニールエーテル(PBDE)	0.1 (1000ppm)
 フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)	0.1 (1000ppm)
 フタル酸ブチルベンジル(BBP)	0.1 (1000ppm)
 フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	0.1 (1000ppm)
 フタル酸ジイソブチル(DIBP)	0.1 (1000ppm)

## 5. 6 グリーン購買基準

### (1) 部材に関する基準

- ① 国内外の法令で化学物質含有製品の販売・製品への使用に関し禁止、制限または報告義務を受ける化学物質及び特定物質の使用制限に関する基準、グリーン調達調査共通化協議会(JGPSI)にて選定した化学物質レベルA(15種)とレベルB(14種)を関連法規規制等に適合すること。
- ② 使用禁止物質を含有していないこと。(非含有宣言ができること)

## 6. お取引様への依頼事項 ▲

### 6. 1 環境負荷物質 調査へのご協力

弊社による「部材」に含有する環境負荷物質についての調査・問合せに対して、ご協力を  
お願い申し上げます。

含有化学物質調査は基本的に調達品に含まれる全ての化学物質を対象とします。▲

#### (1) 環境負荷物質の調査▲

弊社より環境負荷物質が使用されている恐れがあると判断され是正処置を行う様、  
お取引様へ指示があった場合は速やかに疑わしい製品・部品(又はそれに相当するもの)を入手して頂きお  
取引様内の試験場或いは外部検定機関へ、ICP分析或いはカルバジド吸光光度法分析を御依頼して頂き評価  
を受けて下さい。

お取引様は評価を受けた分析結果を購買担当部門長へ報告をし迅速な指示を受ける。

※ 購買担当の部門長

- ・ 資材・副資材⇒『総務部部長』
- ・ 供給品(表面処理依頼品も含む)⇒『営業部部長』

弊社と取引契約を結ぶお客様より、調査に関する要求指示があった場合は速やかに対応をお願い致します。

#### (2) 定期納入時の取交し▲

- ・ 定期納入時には必ず納品書(又は送り状)や現品ラベルへ、環境負荷物質が含有である事を明記し(“含”の捺印でも可)弊社(総務部資材管理/営業部)へ納品する。
- ・ お取引様は弊社から要求があった場合は、検査成績表、成分表(ミルシート)等を購買部門へ提出し評価を受ける。

#### (3) 品質協定に関する事項▲

弊社へ供給される製品・部品に環境負荷物質が含有している事が判明した場合は弊社の不適合管理規定に基づき▲品質保証部門よりお取引様に対しまして不適合を勧告し処置を促します。



6. 2 部材に関する評価への適合宣言

協力メーカー様△が弊社に納入頂いている「部材」は、関連法規、規制等で禁止されている物質を含有していないことを宣言して下さい。

添付資料「使用禁止物質」非含有宣言書△にて宣言をお願い致します。

6. 3 非含有エビデンス証明書△の提出（使用禁止 6 物質）

お客様△より要求されております欧州法規制の遵守、データ提出、保管等、「部材」には関連法規、規制等で禁止されている物質を含有していないことを宣言すると同時に含有していない事を証明する△『非含有エビデンス証明書』△の提出をお願い致します。△様式については協力メーカー様△の様式にて「全成分の表示」とその含有量は「100%比率」にて化学分析結果で表示をお願い致します。

非含有エビデンス証明書（使用禁止 6 物質）については、7. 2 非含有エビデンス証明書（使用禁止 6 物質）別表-2 により規定されている化学分析証明書である。△

- ① 分表
- ② 化学分析データ
- ③ 非含有報告書

6. 4 提出期限

添付資料 様式-1

「使用禁止物質 非含有宣言書」△

制定日：2007年2月23日（金）

添付資料 様式-2

変化点報告書

△改訂日：2014年10月15日（水）

6. 5 提出及び問合せ先

柳沼プレス工業(株) 購買担当 窓口 △

E-mail : info@yaginuma.co.jp

TEL : 0243-23-2525

FAX : 0243-23-4918

## 6. 6 変化点報告の義務 △

協力メーカー様 △より弊社へ納入して頂く『部品、製品或いは資材』に対して次項に記載した変更“特に環境負荷物質【RoHS 指令に基づき指定された負荷物質】に対する変更”を行った際には、添付資料；様式-2 の変化点報告書の提出をお願い致します。△

### 【変更内容】

- ① 材料・薬剤（液状）の変更（物質変更）
- ② 工法・工程の方法
- ③ 生産拠点の変更
- ④ 作業者の変更（人材派遣、パート、内職を含む）△
- ⑤ 設備の変更

但し、【変更内容】 ①項を実施する際は成分分析或いは検査証明書又は SDS（何れも必要なデータが記載有る事）と、添付資料；様式-2『変化点報告書』とセットで分析報告書の提出を要求致します。△△

## 6. 7 工程内で発生・発見の不適合の報告義務 △

協力メーカー様の工程内で発生・発見された場合は、弊社「不適合管理規定」に基づき 24 時間以内に報告をお願い致します。

## 7. 特定物質の使用制限に関する基準 ▲

### 7. 1 規制対象物質

#### 別表 - 1

(レベルA) 人体や環境へ著しい影響を及ぼすことが明らかであり使用禁止した物質

分類NO	化学物質群	使用部位例
1	カドミウム及びその化合物	耐食メッキ、装飾用塗料、塩化ビニール ゴム、プラスチック、金属不純物
2	六価クロム化合物	電気亜鉛メッキ鋼板、クロム処理、防錆処理、研磨剤
3	鉛及びその化合物	快切金属、半田、塗料、樹脂安定剤、メッキ、ガラス 防腐剤
4	水銀及びその化合物	電極、電池、蛍光灯、体温計、分析用試薬
5	ビス(トリブチルスズ)オキソ( TBTO)	インキ、難燃プラスチック、ゴム
6	トリブチルスズ類(TBT 類) トリフェニルスズ類(TPT 類)	消音材、老化防止剤、防菌
7	PBB類	プリント基板、樹脂部材、難燃剤
8	PBDE類	プリント基板、樹脂部材、難燃剤
9	PCB類	トランス、コンデンサー、ノーカーボン紙、熱媒体
10	ポリ塩化ナフレン (塩素が3以上)	ゴム、パッキン、シール、機械油
11	短鎖型塩化パラフィン	難燃剤
12	アスベスト類	絶縁材料、塗料フェザー、断熱材、保温材、 ブレーキライニング
13	アゾ染料・顔料	電線被覆材
14	オゾン層破壊物質	発泡樹脂、冷媒、フロンガス
15	放射性物質	光学ガラス、蛍光塗料

(レベルB) 管理対象化学物質 法規制等により製品中の含有を管理すべき物質

No.	化学物質群	閾値及び▲許容含有濃度 (%)
16	アンチモン及びその化合物	1000ppm
17	ヒ素及びその化合物	1000ppm
18	ベリリウム及びその化合物	1000ppm
19	ビスマス及びその化合物	1000ppm
20	ニッケル及びその化合物	1000ppm
21	セレン及びその化合物	1000ppm
22	マグネシウム	非該当
23	臭素系難燃剤(PBB 類 又は PBDE 類は除く)	1000ppm
24	ポリ塩化ビニル (PVC)	1000ppm (開示は、閾値を越える量が 「存在する」/「存在しない」で良い)
25	フタル酸エステル類	
26	銅及びその化合物	非該当
27	金及びその化合物	非該当
28	パラジウム及びその化合物	
29	銀及びその化合物	非該当



7. 2 非含有エビデンス証明書(使用禁止 10 物質)

別表-2

規制対象物質が含有していないことの化学分析証明書 です。

非含有エビデンス	
①成分表	原材料メーカーが基本的にその対象材の全成分と比率を公開するもの
②化学分析 データ	原材料メーカー又は取引先にて、対象材について以下の方法にて化学分析を行い、規制対象物質の含有がなかったことを証明できる分析結果
	[ 蛍光 X 線分析、ICP 分析、AAS 分析、ジフェニルカルバジド吸光光度法 ]
必要な結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検出されない。(又は検出限界以下である。)</li> <li>・不純物含有である。[但し、閾値以下]</li> </ul>
様式	お取引様の様式にて作成



対象物質 : 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE、DEHP、BBP、DBP、DIBP の 10 物質です。△

様式-1

柳沼プレス工業(株) 御中

## 「使用禁止物質」 非含有宣言書 △

当社は、柳沼プレス工業(株)に現在納入している、又は将来納入する部材（原材料・部品・補助材料・商品・機器・用品）について、グリーン購買ガイドライン「7.1 特定物質の使用制限に関する基準」に定める「7.1 規制対象物質」の中で、使用禁止物質（別表-1 レベルA）とされる物質△を含有していないことを宣言致します。

また、将来の改訂において、追加される使用禁止物質についても本ガイドラインを遵守することを宣言致します。

記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

会社名 \_\_\_\_\_

責任者名 \_\_\_\_\_ 印